

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（補足-210-1 発電用原子炉施設の火災防護に関する補足説明資料）	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
<p>《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機</p>	<p>補足-210-1 発電用原子炉施設の火災防護に関する補足説明資料</p> <p>1. 基本事項に係るもの</p> <p>1-1 原子炉の安全停止に必要な機能を達成するための系統</p> <p>1-2 火災区域の配置を明示した図面</p> <p>1-3 内部火災に関する工事計画変更認可後の変更申請対象項目の抽出について</p> <p>2. 火災の発生防止に係るもの</p> <p>2-1 潤滑油および燃料油の引火点、室内温度及び機器運転時の温度について</p> <p>2-2 保温材の使用状況について</p> <p>2-3 建屋内装材の使用状況について</p> <p>2-4 難燃ケーブルの使用について</p> <p>2-5 水素の蓄積防止対策について</p> <p>3. 火災の感知および消火に係るもの</p> <p>3-1 ガス消火設備について</p> <p>3-2 消火用の照明器具の配置図</p> <p>3-3 電動機駆動消火ポンプ、屋外消火系電動機駆動消火ポンプ、屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプの構造図</p> <p>3-4 電動機駆動消火ポンプ、屋外消火系電動機駆動消火ポンプ、屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプのQHカーブ</p>	<p>資料構成の相違</p> <p>設備構成の相違（女川2号では建屋内に設置）</p> <p>設備構成の相違（女川2号は安全機器を設置する区画に対しCO2消火設備を使用しない）</p> <p>設備構成の相違（設備配置）</p> <p>設備名称の相違</p> <p>設備名称の相違</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プランの記載との比較表（補足-210-1 発電用原子炉施設の火災防護に関する補足説明資料）

東海第二発電所 《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所 女川原子力発電所第2号機	備考
	<p>3-5 屋外消火系ディーゼル駆動消火ポンプの内燃機関の発電用火力設備に関する技術基準を定める省令への適合性について</p> <p>3-6 消火栓及びガス消火設備の必要容量について</p> <p>3-7 可燃物管理により火災荷重を低くすることで、煙の発生を抑える火災区域又は火災区画についての管理基準</p> <p>3-8 新燃料貯蔵庫の未臨界性評価について</p> <p>3-9 火災感知器の種類及び配置を明示した図面</p> <p>3-10 重大事故等対処施設及び設計基準事故対処設備の消火設備の位置的分散に応じた独立性を備えた設計について</p> <p>3-11 火災感知設備の電源確保について</p>	<p>設備名称の相違</p>
	<p>4. 火災の影響軽減に係るもの</p> <p>4-1 火災の影響軽減のための系統分離対策について</p> <p>4-2 ケーブルトレイに適用する1時間耐火隔壁の火災耐久試験の条件について</p> <p>4-3 中央制御室制御盤内の分離について</p> <p>4-4 中央制御室の火災影響軽減対策について</p> <p>4-5 火災区画特性表について</p> <p>4-6 火災を起因とした「運転時の異常な過渡変化」及び「設計基準事故」発生時の単一故障を考慮した原子炉停止について</p> <p>4-7 中央制御室制御盤の火災を想定した場合の対応について</p> <p>4-8 原子炉格納容器内火災時の想定事象と対応について</p> <p>4-9 影響軽減対策における火災耐久試験結果の詳細について</p>	<p>＜柏崎刈羽7号機＞          記載箇所の相違（火災感知器の代表的な配置方針を3-9に記載）</p> <p>＜柏崎刈羽7号機＞          設備構成の相違（女川2号には下部中央制御室はない）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 ■■■■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プランの記載との比較表（補足-210-1 発電用原子炉施設の火災防護に関する補足説明資料）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
<div style="border: 2px solid black; height: 100%; width: 100%;"></div>			設備の相違（女川では非難燃ケーブル複合体は使用しない）
			5. 火災防護計画に係るもの 5-1 火災防護に関する説明書に記載する火災防護計画に定め管理する事項について

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があります。ため公開できません。